

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月24日
【会社名】	株式会社ジェイアイエヌ
【英訳名】	J I N C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 仁
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル20階
【電話番号】	03-6406-0120 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 中村 豊
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 4,344,700,000円 引受人の買取引受による売出し 763,450,000円 オーバーアロットメントによる売出し 763,450,000円
	(注) 1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成24年7月13日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受を行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成24年7月13日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社大阪証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,000,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 1,000株

(注) 1. 平成24年7月24日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、平成24年7月24日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式500,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

4. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

平成24年8月1日(水)から平成24年8月6日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	3,000,000株	4,344,700,000	2,172,350,000
計(総発行株式)	3,000,000株	4,344,700,000	2,172,350,000

(注)1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成24年7月13日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1. 2. 発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1. 2.	未定 (注)1.	1,000株	自平成24年8月7日(火)至平成24年8月8日(水) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成24年8月13日(月) (注)3.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成24年8月1日(水)から平成24年8月6日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう、以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう、以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.jin-co.com/ir/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成24年7月31日(火)から平成24年8月6日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成24年8月1日(水)から平成24年8月6日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成24年8月1日(水)の場合、申込期間は「自平成24年8月2日(木)至平成24年8月3日(金)」、払込期日は「平成24年8月8日(水)」

発行価格等決定日が平成24年8月2日(木)の場合、申込期間は「自平成24年8月3日(金)至平成24年8月6日(月)」、払込期日は「平成24年8月9日(木)」

発行価格等決定日が平成24年8月3日(金)の場合、申込期間は「自平成24年8月6日(月)至平成24年8月7日(火)」、払込期日は「平成24年8月10日(金)」

発行価格等決定日が平成24年8月6日(月)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。  
5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。  
6. 申込証拠金には、利息をつけません。  
7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成24年8月1日(水)の場合、受渡期日は「平成24年8月9日(木)」

発行価格等決定日が平成24年8月2日(木)の場合、受渡期日は「平成24年8月10日(金)」

発行価格等決定日が平成24年8月3日(金)の場合、受渡期日は「平成24年8月13日(月)」

発行価格等決定日が平成24年8月6日(月)の場合、受渡期日は「平成24年8月14日(火)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 青山支店	東京都港区北青山三丁目6番12号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,425,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	525,000株	
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	525,000株	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	525,000株	
計		3,000,000株	

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,344,700,000	30,000,000	4,314,700,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成24年7月13日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,314,700,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限721,124,000円と合わせ、手取概算額合計上限5,035,824,000円について、全額を設備投資資金に充当する予定であります。具体的には新規出店及び既存店舗改修のための投資資金として、1,772,000,000円を平成25年8月期中に、2,090,000,000円を平成26年8月期中に、残額を平成27年8月期中の新規出店資金に充当する予定であります。なお、設備計画の内容につきましては、「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成24年8月1日（水）から平成24年8月6日（月）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	500,000株	763,450,000	東京都千代田区 田中 仁 500,000株

- （注）1．一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社であるみずほ証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2．一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3．振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4．売出価額の総額は、平成24年7月13日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1．2．発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 （注）1．2．	自平成24年8月7日（火）至平成24年8月8日（水） （注）3．	1,000株	1株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社	（注）4．

- （注）1．日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成24年8月1日（水）から平成24年8月6日（月）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金）を決定いたします。
- 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.jin-co.com/ir/>）（新聞等）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 株式の受渡期日は、平成24年8月14日(火)であります。  
申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。  
なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成24年7月31日(火)から平成24年8月6日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成24年8月1日(水)から平成24年8月6日(月)までを予定しております。  
したがって、  
発行価格等決定日が平成24年8月1日(水)の場合、申込期間は「自平成24年8月2日(木)至平成24年8月3日(金)」、受渡期日は「平成24年8月9日(木)」  
発行価格等決定日が平成24年8月2日(木)の場合、申込期間は「自平成24年8月3日(金)至平成24年8月6日(月)」、受渡期日は「平成24年8月10日(金)」  
発行価格等決定日が平成24年8月3日(金)の場合、申込期間は「自平成24年8月6日(月)至平成24年8月7日(火)」、受渡期日は「平成24年8月13日(月)」  
発行価格等決定日が平成24年8月6日(月)の場合は上記申込期間及び受渡期日のとおり、  
となりますのでご注意ください。
4. 元引受契約の内容  
買取引受けによります。  
引受手数料は支払われません。  
ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。  
なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。  
金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
みずほ証券株式会社	500,000株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。
7. 申込証拠金には、利息をつけません。
8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。  
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	500,000株	763,450,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注)1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.jin-co.com/ir/>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

## 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3. 売出価額の総額は、平成24年7月13日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自平成24年8月7日(火) 至平成24年8月8日(水) (注)1.	1,000株	1株につき 売出価格と同一 の金額	みずほ証券株式会社 及びその委託販売先 金融商品取引業者の 本店並びに全国各支 店及び営業所		

(注)1. 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式の受渡期日は、平成24年8月14日(火)であります。

ただし、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における株式の受渡期日と同日といたします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、500,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成24年7月24日(火)開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式500,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成24年8月30日(木)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成24年8月20日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- |                      |  |          |
|----------------------|--|----------|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 当社普通株式   | 500,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法        | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。  |          |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |          |
| (4) 割当先              | みずほ証券株式会社  |          |
| (5) 申込期間(申込期日)       | 平成24年8月29日(水)  |          |
| (6) 払込期日             | 平成24年8月30日(木)  |          |
| (7) 申込株数単位           | 1,000株   |          |

#### 2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成24年8月1日(水)の場合、「平成24年8月4日(土)から平成24年8月20日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成24年8月2日(木)の場合、「平成24年8月7日(火)から平成24年8月20日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成24年8月3日(金)の場合、「平成24年8月8日(水)から平成24年8月20日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成24年8月6日(月)の場合、「平成24年8月9日(木)から平成24年8月20日(月)までの間」となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である田中 仁は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.jin-co.com/ir/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」といいます。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り( 2 )に係る有価証券の借入れ( 3 )の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成24年7月25日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成24年8月1日から平成24年8月6日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

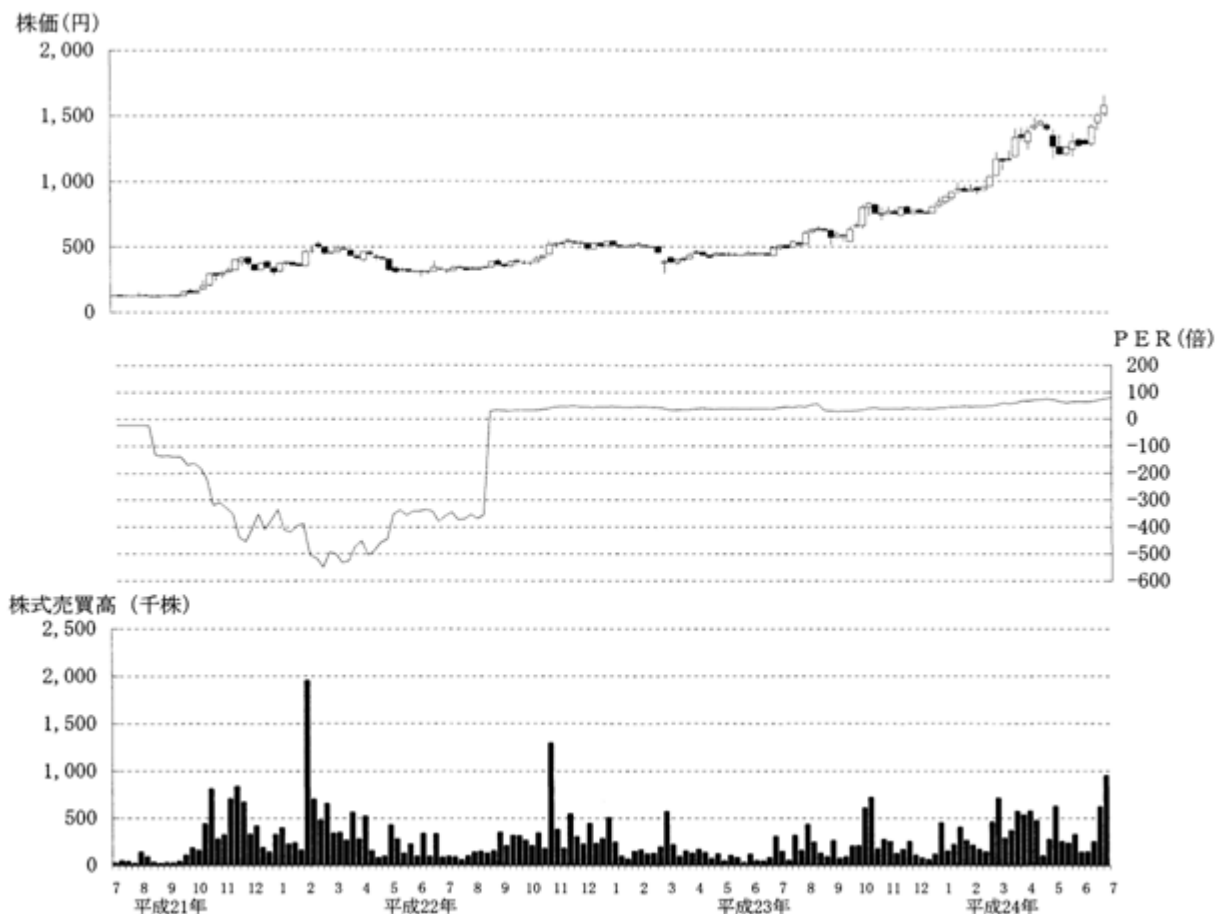
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

### 1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成21年7月21日から平成22年3月31日までの株式会社ジャスダック証券取引所（現株式会社大阪証券取引所）における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）並びに平成22年4月1日から平成24年7月13日までの株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

株式会社ジャスダック証券取引所は、平成22年4月1日付で、株式会社大阪証券取引所を存続会社とする吸収合併により株式会社大阪証券取引所に統合されております。



（注）1．・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2．P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益}}$$

平成21年7月21日から平成21年8月31日については、平成20年8月期有価証券報告書の平成20年8月期の財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成21年9月1日から平成22年8月31日については、平成21年8月期有価証券報告書の平成21年8月期の財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成22年9月1日から平成23年8月31日については、平成22年8月期有価証券報告書の平成22年8月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年9月1日から平成24年7月13日については、平成23年8月期有価証券報告書の平成23年8月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

（平成20年8月期及び平成21年8月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E R はマイナスとなっております。）

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成24年1月24日から平成24年7月13日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等の保有割合(%)
田中 仁	平成21年3月1日	平成24年2月7日	変更報告書 (注)1.	11,964,000	58.42
田中 由佳				224,000	1.09
田中 亮				200,000	0.98
田中 真央				200,000	0.98
田中 仁	平成23年7月3日	平成24年2月7日	変更報告書 (注)2.	11,964,000	58.42
田中 由佳				224,000	1.09
田中 真央				200,000	0.98

(注)1. 田中仁、田中由佳、田中亮及び田中真央は共同保有者とされております。なお、当該変更報告書は提出者の住所変更に伴うものであります。

2. 田中仁、田中由佳及び田中真央は共同保有者とされております。

3. 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社大阪証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第24期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成24年7月24日)現在以下のとおりとなっております。

#### (1) 重要な設備の新設等

平成24年7月24日現在、実施中又は計画中の設備の新設等の内、主なものは次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増 加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
ジズ池袋東武百貨店 (東京都豊島区)	アイウエア 事業	店舗	37,000	-	自己資金及 び増資資金	平成24年 8月	平成24年 9月	売上高の増 加
ジズ池袋パルコ店 (東京都豊島区)	アイウエア 事業	店舗	28,000	-		平成24年 8月	平成24年 9月	
ジズ八王子東急スクエア店 (東京都八王子市)	アイウエア 事業	店舗	46,000	-		平成24年 8月	平成24年 9月	
ジズコトチカ京都店 (京都府京都市下京区)	アイウエア 事業	店舗	28,000	-		平成24年 8月	平成24年 9月	
ジズシャポー市川店 (千葉県市川市)	アイウエア 事業	店舗	19,000	-		平成24年 9月	平成24年 10月	
ジズアリオ鷺宮店 (埼玉県久喜市)	アイウエア 事業	店舗	32,000	-		平成24年 10月	平成24年 11月	
ジズ浅草駅ビル店 (東京都台東区)	アイウエア 事業	店舗	27,000	-		平成24年 10月	平成24年 11月	
ジズ南前橋店 (群馬県前橋市)	アイウエア 事業	店舗	57,000	-		平成25年 3月	平成25年 4月	
ジズグランフロント大阪 (大阪府大阪市北区)	アイウエア 事業	店舗	41,000	-		平成25年 3月	平成25年 4月	
ジズロジャース吉祥寺店 (東京都武蔵野市)	アイウエア 事業	店舗	131,000	18,000		平成25年 3月	平成25年 4月	
その他40店舗	アイウエア 事業	店舗	1,244,000	-		平成24年 9月	平成25年 8月	
その他60店舗	アイウエア 事業	店舗	1,990,000	-		平成25年 9月	平成26年 8月	
その他70店舗	アイウエア 事業	店舗	2,290,000	-		平成26年 9月	平成27年 8月	
合計			5,970,000	18,000				

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント情報は重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 投資予定額には敷金及び保証金等を含んでおります。

## (2) 重要な設備の改修

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手年月	完了予定年月	完成後の増 加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
設備の改修 5 店舗	アイウエア 事業	店舗	100,000	-	自己資金及 び増資資金	平成24年 9月	平成25年 8月	売上高の増 加
設備の改修 5 店舗	アイウエア 事業	店舗	100,000	-		平成25年 9月	平成26年 8月	
合計			200,000	-				

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント情報は重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 2 事業等のリスクについて

第24期事業年度に係る有価証券報告書及び第25期事業年度に係る四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年7月24日）までの間において変更及び追加が生じております。以下の内容は、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、\_\_\_\_\_ 罫を付しています。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載された事項を除き本有価証券届出書提出日（平成24年7月24日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

## [ 事業等のリスク ]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、本項における将来に関する記載は、本有価証券届出書提出日（平成24年7月24日）現在において当社グループが判断したものであり、また以下の記載は当社株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点ご留意ください。

## (1) 法的規制について

## 医師法第17条の規定に関連する規制について

眼鏡販売の際に医師資格を有しない店舗従業員が行う度数測定が医行為に該当するか否かについて、法的に明確な規定はありませんが、一般的には眼鏡を選択するための補助行為で、人体に害を及ぼすおそれが殆どない場合は医行為に該当しないと言われております。当社グループも店舗従業員による度数測定を行っておりますが、顧客が自己の目に合った度数のレンズを選択するための度数測定の補助行為として行っており、目の診断、検診等は行っておりません。

当社グループの行う度数測定は人体に保健衛生上の危害を生じさせる恐れはないものと認識しており、過去に人体に重要な影響を与えた事実もありません。更に、当社ではこのような補助行為でも、十分な技術や知識の裏づけが必要であると考え、社内研修制度の充実に注力しております。

しかし、法令・諸規則改正やその解釈の変更等により、万一医師法違反と判断された場合、信用失墜に伴う売上高の減少その他の理由により、当社グループの業績や財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

## 個人情報保護法について

当社グループの主要セグメントであるアイウエア事業においては、顧客の視力等に関する情報を含む個人情報の提供を受けており、当社グループは個人情報取扱事業者等に該当します。そのため当社グループでは、社内管理体制の整備、従業員への周知徹底とともに、個人情報の流出防止対策にも万全を期しておりますが、万一個人情報外部へ流出するような事態となった場合には、信用失墜に伴う売上高の減少その他の理由により、当社グループの業績や財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### 製造物責任法(PL法)について

眼鏡はフレームとレンズを組み合わせて製作する製造物であることから、製造業者としてPL法の適用を受けます。また、雑貨事業に関しても当社グループで企画し海外で生産した製造物を当社が輸入していることから、当社グループは製造業者として同様にPL法の対象となります。当社グループは、製造物の欠陥が発生しないよう細心の注意を払っておりますが、万一製造物の欠陥により顧客の身体、財産等を毀損した場合、損害賠償義務の負担等が当社グループの業績や財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### 薬事法について

当社グループは、主要セグメントであるアイウェア事業において、眼鏡・サングラスのレンズの一部を海外レンズメーカーより直接輸入しております。

そのうち眼鏡レンズは、薬事法上の一般医療機器に該当し、それを輸入して販売する行為は同法の規制を受けております。

当社グループでは、レンズの輸入販売を統轄する東京本社において、薬事法第12条第1項に定める第三種医療機器製造販売業許可を、レンズの保管、包装等を行う各物流センターにおいて、薬事法第13条第1項に定める医療機器製造業許可を取得し、薬事法及び関連法令、各種省令の規制の下、レンズの適正な品質管理に努めておりますが、各種規制に違反した結果、当該許可が取り消される等した場合、商品の供給に支障が生じ、当社グループの業績や財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 業界環境に係わるリスクについて

#### 眼鏡市場の成熟化について

当社グループの主要セグメントであるアイウェア事業が事業領域とする国内眼鏡小売市場は、以下「国内の眼鏡及び眼鏡関連小売市場の推移」に記載したとおり、成熟した市場であり、今後とも持続的な市場の拡大は望めず、競合環境その他構造的な変化等により国内の眼鏡小売市場全体が大きく縮小した場合には、当社グループの業績や財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### 国内の眼鏡及び眼鏡関連小売市場の推移

項目 / 年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
眼鏡関連小売市場規模(億円)	5,992	-	5,582	5,351	4,950	4,624	4,618

(出典：平成16年については株式会社サクスイード「眼鏡白書 2005 - 2006」、平成18年～平成22年については眼鏡光学出版株式会社「眼鏡DB2011」)

(注)平成17年は、当該調査を実施しなかったためデータはありません。

#### 代替商品・代替サービスの普及、及び出現について

コンタクトレンズの普及やレーザー装置による視力矯正手術等の代替商品・代替サービスの普及や、予想を上回る技術革新等により新たな視力矯正手段が出現し、国内の眼鏡小売市場全体が大きく縮小した場合には、当社グループの業績や財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### 自然災害について

当社グループの店舗施設及び物流拠点、並びに主要取引先の工場等周辺地域において、地震、津波等の大規模災害が発生したことにより同施設が被害を受けた場合、事業を円滑に運営できなくなる可能性があり、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。



(3) 金融環境の変化について

金利情勢の変動について

当社グループは、出店等の設備資金及び運転資金について、一部銀行借入による資金調達を実施しております。

平成24年8月期第3四半期連結会計期間末日現在の貸借対照表における総資産額に占める有利子負債の割合は、39.8%の水準ではありますが、今後の有利子負債の割合の推移や金融情勢の変化により金利水準が上昇した場合には、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

資金調達環境の変化について

当社グループは、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能とするため、取引銀行5行と30億円の貸出コミットメント契約を締結しておりますが、今後の金融情勢の変化や当社グループの損益状況並びに純資産額の推移等により必要な資金調達に支障が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 当社グループのビジネスモデルに係わるリスクについて

競合業者の出現について

当社グループの主要セグメントであるアイウエア事業は、平成13年4月の同事業への新規参入以来、従前の眼鏡小売業者と比べ、以下のような点で差別化して成長してまいりました。

第一に従来眼鏡購入の一式平均単価が平成12年当時30,301円（出典：株式会社サクスイード「眼鏡白書 2001 - 2002」）と高価であったものを、ツープライス（5,250円、8,400円、以降フォープライス、スリープライスへと修正し、現在は4,990円、5,990円、7,990円、9,990円のセット価格で差額レンズ代金を頂かないという「NEWオールインワンプライス」に変更。）と明瞭かつ低価格で提供したこと、第二に視力矯正のための用具である眼鏡をアイウエアと称し、ファッションアイテムとして、服装やシーンに合わせて装用するというコンセプトが市場のニーズに適合したこと、第三にショッピングセンター内に店舗を出店する形態を中心としており、ショッピングセンターの顧客層と当社の顧客層が一致したこと等が考えられます。

今後は、ショッピングセンターや駅ビル等商業施設への出店を中心に展開し、機能性とファッション性を兼ね備えたアイウエアを明瞭かつ低価格で提供し、アイウエア事業を成長させていく方針であります。当社グループを上回る低価格で眼鏡を提供する業者や全く新しい眼鏡の楽しみ方を提案する業者等が出現し、商業施設運営事業者や消費者の高い支持を得た場合や、競合業者に比して当社グループのアイウエア企画力が著しく低下した場合には、計画通りの出店が出来なくなることや既存店の売上高低下等により、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

中国の社会、経済、政治情勢の著しい変化

当社グループのアイウエア事業、及びレディス雑貨事業のいずれも自社で商品のデザインや企画を行っておりますが、その製造は外部の企業に委託しており、委託先の多くは中国の協力工場及び協力会社（貿易公司）であります。平成24年8月期第3四半期連結累計期間（平成23年9月1日～平成24年5月31日）の商品仕入高4,394,762千円に対して、中国からの輸入仕入高が1,906,062千円となっており、総仕入高に占める中国からの輸入仕入高の比率は43.4%となっております。また、アイウエア事業のうち眼鏡フレーム及びサングラス等眼鏡関連商品（眼鏡レンズ除く）の総仕入高に占める中国からの輸入仕入高の比率は72.2%となっております。

以上のとおり、当社グループの商品仕入に占める中国からの輸入の割合は一定の水準に達しており、その影響力も少なくないことから、中国国内での工場の分散化や中国以外の国への委託先の開拓等によるリスク分散を行っております。しかしながら、中国国内の社会的、経済的変動、及び政治情勢の変化や、中国当局が課す法的規制や制限等により生産に支障が生じた場合、又は為替相場の急激な変動等が発生した場合には、販売機会の損失や輸入仕入原価の高騰等により当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### 出店政策について

当社グループは出店にあたり、ブランド価値の向上を重要課題として展開しております。そのため、出店地域に関しては都心部や地方の中核都市及びその近郊、広域型ショッピングセンター、百貨店や駅ビル等への出店が中心で、ロードサイドへのドミナント展開はしていません。

従って、当社グループでは集客力の向上による店舗当たり売上高の増加や商業施設のリーシング部門とのコミュニケーションの緊密化を図り、商業施設からの誘致機会の拡充に努めておりますが、商業施設の開発件数や既存商業施設内のテナントの入替えが大幅に減少した場合には、計画通りの出店が出来なくなり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 敷金及び保証金等について

当社グループでは賃借による出店を基本方針として、土地所有者やショッピングセンター等商業施設の事業者の運営者に対して平成24年8月期第3四半期連結会計期間末日現在において敷金・保証金・建設協力金などの合計額1,415,033千円を差入れています。出店時にこれら土地所有者等の信用状況や権利関係については十分確認を行っておりますが、土地所有者等が破綻した場合、また当社が契約期間満了前に撤退した場合には、上記敷金及び保証金等の全部又は一部の回収が困難となることも想定され、このような場合には当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### 人材の確保及び育成について

当社グループではアイウエアショップの積極的な新規出店の展開による事業の拡大を計画しておりますが、出店を可能とするには質の高い店舗従業員及び店舗マネジャー等の人材の確保並びに育成が必須であります。また、競合他社との差別化を推進するためには企画、開発、生産管理部門の充実が重要と考えております。そこで、即戦力としての中途採用を積極的に進めると同時に、平成17年春より新卒者の定期採用を開始し、平成20年4月には群馬県前橋市の本社を改修しセミナーハウスを開設いたしました。今後とも新卒定期採用を継続的に行うとともに、研修制度の整備・拡充について重点的に取り組んでまいります。

しかしながら、計画している店舗数の拡大及び企画、開発、生産管理部門の充実に見合った人材の確保が困難となった場合には、計画通りの出店や競合他社との差別化が出来ず、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権侵害等のリスク

当社グループは「JINS」、「Cours de Couleur」、「NAUGHTIAM」などのブランドを用いて商品展開しており、また、主力商品であります「Air frame（エア・フレーム）」など自社で商品のデザイン・企画を行っておりますので、商標権その他知的財産権の管理が重要となっております。そのため当社グループは、ブランド価値の向上を重要な経営方針とし、上記「JINS」、「Cours de Couleur」、「NAUGHTIAM」をはじめとする、現在当社グループで使用しているブランド、商品名及びショップネームのうち商標登録可能なものはすべて登録済み又は出願中であります。

また、当社グループが新規にデザイン・企画する商品に関しては事前に十分な調査を実施した上で商品化しております。更に、社内にコンプライアンス委員会を設置して自社権利の侵害や他社権利に対する当社の侵害監視を行っております。なお、万一自社権利を侵害された場合、及び他社権利を侵害した場合は顧問弁護士との連携により速やかに対処する体制を整えております。

しかしながら、これら調査や監視機能に係わらず自社権利の侵害によるブランド力が低下した場合、又は他社権利を侵害したとして損害賠償請求や差止請求などを受けた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

なお、現在商標権等知的財産権に関する係争や訴訟はございません。

### 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日（平成23年11月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年7月24日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、平成23年11月30日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

(1) 株主総会開催日 平成23年11月29日

(2) 決議の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項 当社普通株式1株につき4円

第2号議案 監査役1名選任の件

水谷克彦を監査役として選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

太田諭哉を補欠監査役として選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果	
					賛成率	可否
第1号議案 剰余金の処分の件	17,706	0	0	（注1）	99.62%	可決
第2号議案 監査役1名選任の件 水谷 克彦	16,566	1,140	0	（注2）	93.21%	可決
第3号議案 補欠監査役1名選任の件 太田 諭哉	17,676	30	0		99.45%	可決

（注1） 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

（注2） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書により行使された議決権数と、当日出席し行使した、当社役員および当社が確認した議決権数の合計により、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したためであります。

以上

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日	平成23年11月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第3四半期)	自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日	平成24年7月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年7月13日

株式会社ジェイアイエヌ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイアイエヌの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年3月1日から平成24年5月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年9月1日から平成24年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェイアイエヌ及び連結子会社の平成24年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年11月28日

株式会社ジェイアイエヌ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 島 茂 喜

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 裕 司

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイアイエヌの平成22年9月1日から平成23年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイアイエヌ及び連結子会社の平成23年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジェイアイエヌの平成23年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジェイアイエヌが平成23年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年11月26日

株式会社ジェイアイエヌ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 島 茂 喜

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 出 検 次

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイアイエヌの平成21年9月1日から平成22年8月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイアイエヌの平成22年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジェイアイエヌの平成22年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジェイアイエヌが平成22年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成23年11月28日

株式会社ジェイアイエヌ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 島 茂 喜

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 裕 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイアイエヌの平成22年9月1日から平成23年8月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイアイエヌの平成23年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。